

子ども相談所の人材確保・人材育成の具体的内容

【人材確保について】

- 心理職採用における受験資格の緩和
 - ・年齢制限を30歳未満から35歳未満へ年齢制限の緩和

【職員の育成】

- 研修体制の充実及び積極的な参加の促し
 - ・年度当初に、児童福祉司の任用前任用後研修計画確定と実施
 - ・新採、転課者に対する新任研修の実施
 - ・子ども相談所に関係する全国的な専門研修への参加
例) SV、虐待・医療、心理、里親、司法面接等々
 - ・家庭児童相談室向け研修、精神保健福祉研修など関係機関主催の専門研修への積極的参加
 - ・関西大学での地域連携研修会への参加
 - ・健康福祉プラザ内新任研修や、児童福祉施設新任研修等へ積極的に参加
- 奈良市からの派遣職員の受け入れ
 - ・奈良市児相開設に向けたリーダーの育成に寄与することで、当所の人材育成能力の上を図る